

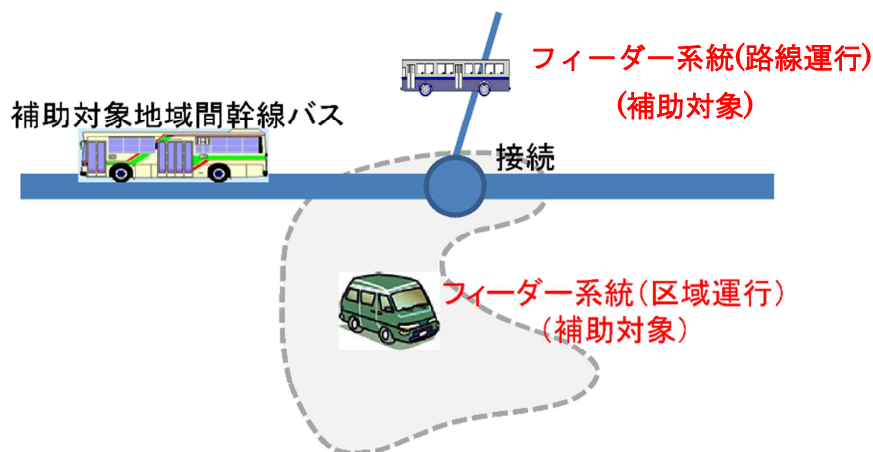
1. N-バスが該当する地域内フィーダー系統の概要について

(1) 地域内フィーダー系統のイメージ

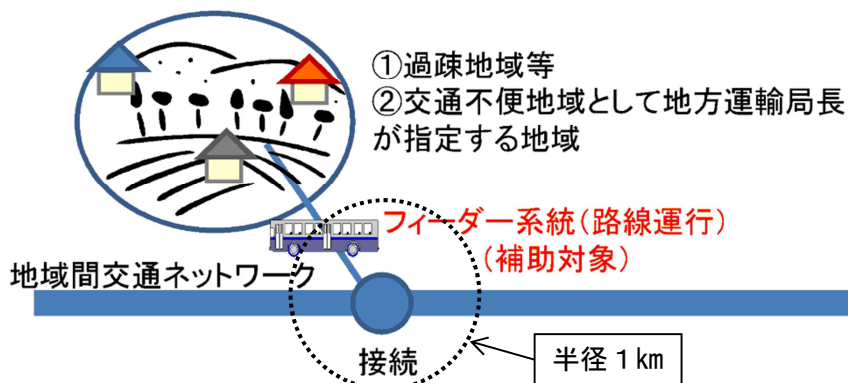
- ・補助の適用を受けるには、下記①～⑥の全ての要件に適合することが必要となる。
 - ①路線定期運行（N-バスに該当する内容のみ記載）
 - ②次のいずれかの要件を満たす系統（N-バスに該当する内容のみ記載）
 - 1) 補助対象地域間幹線バス系統のフィーダー系統であること
 - 2) 交通不便地域における地域間交通ネットワークのフィーダー系統であること
 ※N-バスの場合は、半径1km以内にバス停、鉄軌道駅がない地域を交通不便地域としての指定を受ける必要がある。
 - ③地域における既存の交通ネットワークや生活交通確保維持改善計画の地域間幹線系統に係る部分の記載との調整・整合が図られている
 - ④前年度補助対象期間中に補助金交付を受けている（N-バスに該当する内容のみ記載）
 - ⑤経常赤字が見込まれる
 - ⑥補助対象期間の末日（9月30日）において引き続き運行される

★N-バスでの適合のポイントは上記の要件②となる。

<上記の要件②を満たす系統のイメージ図>



1) 補助対象地域間幹線バス系統のフィーダー系統のイメージ図



2) 交通不便地域における地域間交通ネットワークのフィーダー系統のイメージ図

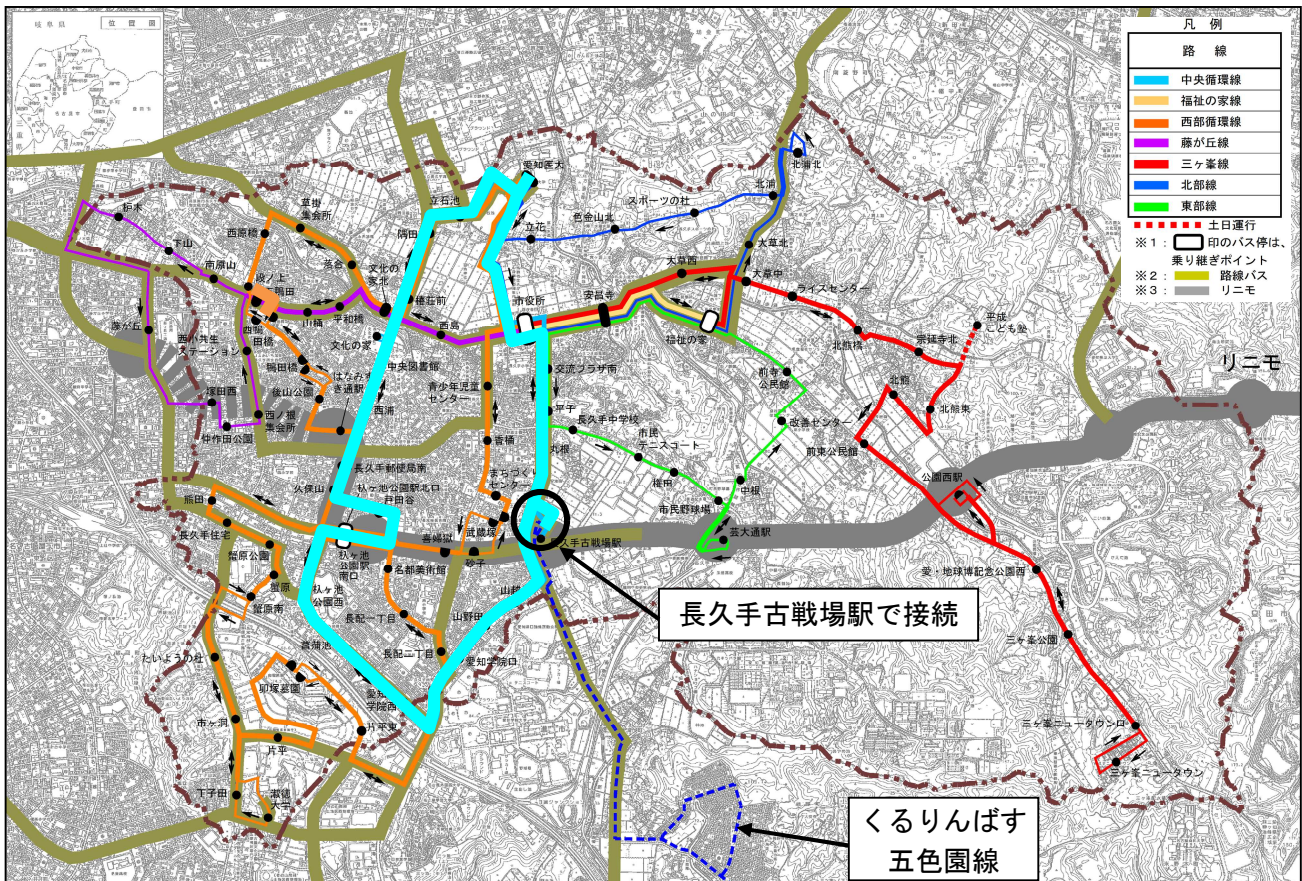
(2) N-バスで要件②を満たす系統

1) 補助対象地域間幹線バス系統のフィーダー系統

・ N-バスが接続する他市の路線の中において、補助対象地域間幹線系統の指定を受けた路線は、下記の日進市の路線である。

● 日進市くるりんばす：五色園線 (N-バスと長久手古戦場駅で接続)

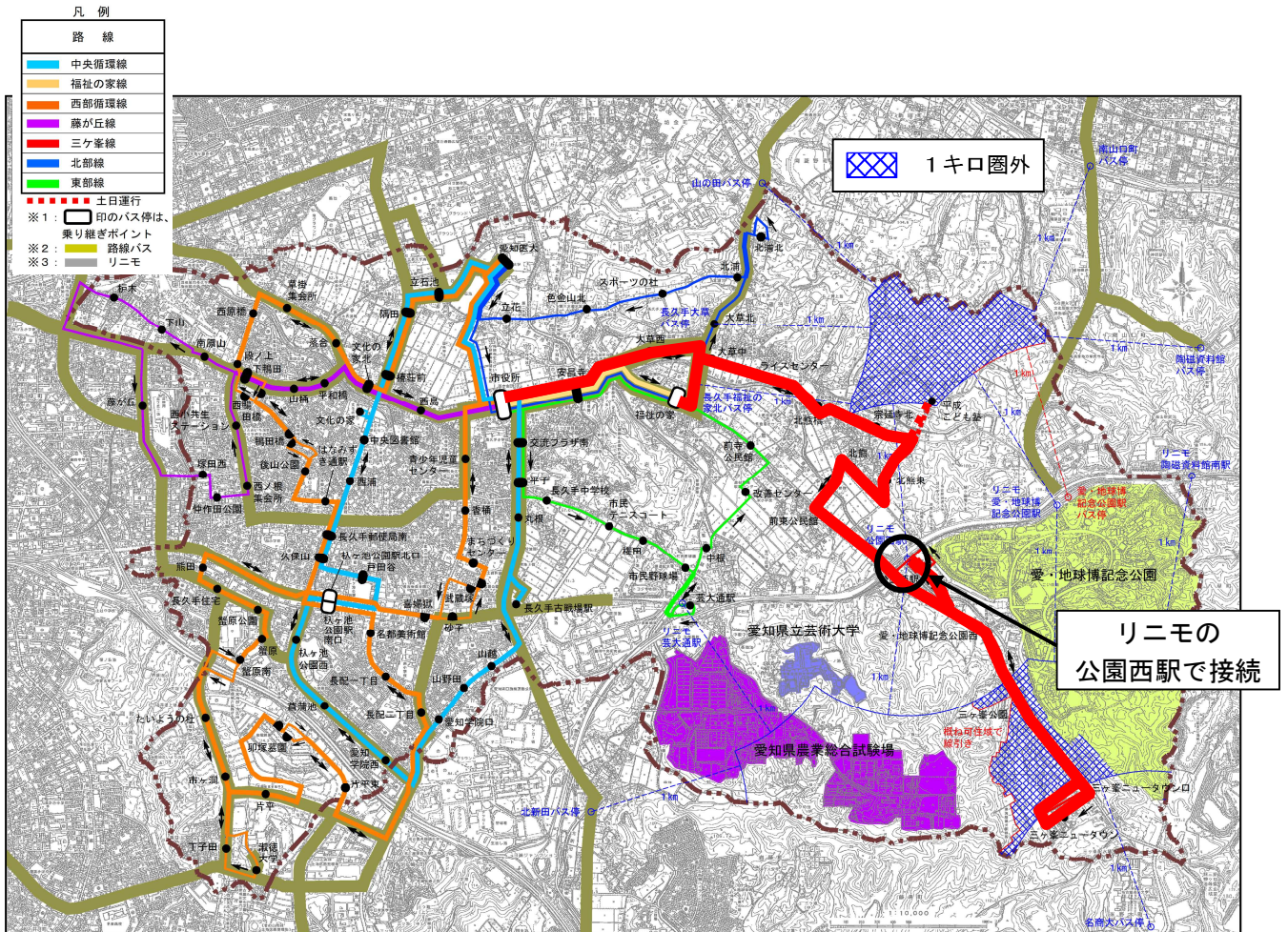
・ 上記の路線に接続するN-バスの中央循環線 (右回り、左回り) が、補助対象地域間幹線バス系統のフィーダー系統として適合する路線となる。



補助対象地域間幹線系統との接続箇所図

2) 交通不便地域における地域間交通ネットワークのフィーダー系統

- ・半径1km以内にバス停、鉄軌道駅がない範囲は下図のとおりとなり、Nーバスの三ヶ峯線がその1キロ圏外を運行し、交通不便地域における地域間交通ネットワークのフィーダー系統として適合する路線となる。



既存駅・バス停（リニモ・名鉄バス）から1キロ圏外の範囲図

(3) Nーバスで要件②を満たす系統のまとめ

地域公共交通確保維持改善事業のフィーダー系統の要件を満たす路線は、下記のとおりとなる。

1) 補助対象地域間幹線バス系統のフィーダー系統

- ・中央循環線（右回り、左回り）

2) 交通不便地域における地域間交通ネットワークのフィーダー系統

- ・三ヶ峯線

(4) これまでの国からの補助額

現時点の補助制度では、補助金は毎年度交付される。

補助額については、定められた計算方法に基づいて算出したNーバス対象路線の補助対象経費の2分の1が国庫補助額となる。

一方、国庫補助上限額の計算式が別途定められており、毎年度見直される。今年度（令和元年度事業分）の計算式は下記のとおりとなっており、補助対象経費の2分の1の額が国庫補助上限額を上回るため、長久手市の場合は国庫補助上限額が補助額となっている。

なお、補助対象期間（令和元年度事業：令和元年10月1日～令和2年9月30日）の補助対象経費の算定は、国の制度変更によって、平成30年度の国庫補助申請より、見込み額で算定する方式から運行実績で算定する方式に見直されたため、生活交通確保維持改善計画の提出時に示すことができる算定結果は国庫補助上限額のみとなっている。

公表次第差し替え予定

① 通常の補助を受ける場合の基本算定式

《人口密度120人未満》
 $\text{対象人口} \times 120 \text{円} \times 1.0 \text{ (補正係数)} + 200 \text{万円 (基礎定額)}$

《人口密度120人以上》
 $\text{対象人口} \times 120 \text{円} \times 0.7 \text{ (補正係数)} + 200 \text{万円 (基礎定額)}$

これまでの国からの補助額の推移

(単位：千円)

事業年度	補助対象経費の2分の1	国庫補助上限額（補助金）
平成24年度事業分	13,848	6,008
平成25年度事業分	20,895	9,400
平成26年度事業分	21,135	7,455
平成27年度事業分	21,220	6,777
平成28年度事業分	21,567	4,155
平成29年度事業分	21,805	4,733
平成30年度事業分	21,740	4,532
平成31年度事業分 (令和元年度事業分)	—	3,194
令和2年度事業分 (今回申請)	—	算定式公表次第計算

※1：申請期間は、令和元年度事業分の場合は「令和元年10月1日～令和2年9月30日」の1年間が対象となっている。

※2：平成24年度事業分については、事業創設当時の経過措置で半年分の申請となっている。

2. 長久手市生活交通確保維持改善計画の概要について

(1) 生活交通確保維持改善計画に記載が必要となる事項

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性
2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果
3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体
4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運行予定者
5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者
6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称
7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定手法※1
8. 別表1の補助対象事業の基準二ただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めたシステムの概要※2
9. 別表1の補助対象事業の基準へに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧※2
10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項※2
11. 外客来訪促進計画との整合性
12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要
13. 車両の取得に係る目的・必要性※3
14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果※3
15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の負担者※3
16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画※3
17. 協議会の開催状況と主な議論
18. 利用者等の意見の反映状況
19. 協議会メンバーの構成員

※1：法定協議会(地域公共交通会議)を補助対象としないため、記載の対象外

※2：陸上交通の「地域内フィーダーシステム確保維持費国庫補助金」を活用するため、記載の対象外

※3：補助対象期間内での車両の新規購入や代替がないため、記載の対象外

(2) 生活交通確保維持改善計画の内容

2-1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

1) 背景と目的

長久手市では平成10年7月にNーバスの運行を始め、現在は以下の4つを運行目的としている。

- | | |
|-----------------------|-------------|
| ①市内交通空白地帯の解消 | ②公共施設の利便性向上 |
| ③高齢者や子供等の交通弱者の社会参加の促進 | ④子育て支援 |

平成17年3月のリニモ開業を契機として、市を取り巻く公共交通体系は大きく変わり、平成21年9月に路線再編を行い、平成23年4月にバス車両を1台増車して一部見直しを行い、さらに平成28年4月に一部見直しを行い、実証運行を続けている。

利用者数は増加傾向で推移し、Nーバスは市民にとって欠かせないものとなっており、Nーバスの本格運行を行うため地域公共交通確保維持改善事業に取り組む。

2) 必要性

長久手市では、平成21年10月に平成21年度下期～平成25年度の計画期間で「長久手市地域公共交通総合連携計画」を策定し、引き続き平成26年5月に「第2次長久手市地域公共交通総合連携計画」を策定した。さらに国の動向に対応した計画とするため、「第2次長久手市地域公共交通総合連携計画」を活かして引き継いで「長久手市地域公共交通網形成計画」を策定し、その計画期間満了を受けて、平成30年度には「第2次長久手市地域公共交通網形成計画」を策定し、令和5年度までに公共交通の利便性を高めるための具体的な取組を行うこととしている。

取組を確実に実行し継続していくため、今後3ヵ年の生活交通確保維持改善計画を策定し、地域公共交通確保維持改善事業に取り組むことが必要となっている。

2-2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

1) 事業の目標

■将来像
みんながつながい笑顔があふれる公共交通
公共交通に関わる課題を解消し、利便性の高い公共交通サービスの提供によって、人々の生活を支え、交流を育むことにつなげるために将来像及び基本方針を次のとおり掲げ、よりよい公共交通の実現を目指す。

■公共交通に関する取組の基本方針
基本方針1：各公共交通の連携
基本方針2：まちの変化への対応と持続性の確保
基本方針3：多様な移動ニーズへの対応
基本方針4：利用促進による維持・活性化

■第2次長久手市地域公共交通網形成計画の目標達成指標と目標

将来像	目標	評価指標	現況値	目標値 【目標年次：2023年度】
みんながつながい 笑顔があふれる 公共交通	市内公共交通の 利用者数の増加	・市内各公共交通の 利用者数	・リニモ：4,138,781人/年 (市内6駅の乗車客数) ・名鉄バス：794,000人/年 (市内バス停利用者数) ・Nーバス：261,821人/年	リニモ：4,390,000人/年 (市内6駅の乗車客数) 名鉄バス：794,000人/年 (市内バス停利用者数) Nーバス：271,000人/年
基本方針	目標	評価指標	現況値	目標値 【目標年次：2023年度】
基本方針1： 各公共交通の連携	市内公共交通の 利便性の向上	・各公共交通を利用 している人の割合 の増加	・リニモ：54.0% ・名鉄バス：34.5% ・Nーバス：22.9%	リニモ：57%以上 名鉄バス：37%以上 Nーバス：25%以上
基本方針2： まちの変化への対 応と持続性の確保	効率的な 公共交通の確保	・隣接市コミュニティ バスと接続している ことの効果の向上	・54.1%（「役に立った」 「やや役に立った」の回 答割合の合計）	60%以上
		・Nーバスの1便当 たり利用者数の増 加	・Nーバス：9.8人/便	Nーバス：11.4人/便
基本方針3： 多様な移動ニーズ への対応	公共交通に 対する 満足度の向上	・公共交通を便利に する取組の満足度 の向上	・19.7%（「満足」「ほぼ 満足」の回答割合の合 計）	25%以上
基本方針4： 利用促進による 維持・活性化	公共交通に 対する 市民意識の向上	・公共交通利用を考 える意識の向上	・22.1%（「公共交通利用 を第一に考える」回答割 合の合計）	25%以上
		・各公共交通を利用 しない理由で「バス がどのように走って いるか分からない」 という回答割合の 減少	・名鉄バス：24.5% ・Nーバス：28.1%	名鉄バス：20%未満 Nーバス：20%未満

【Nーバス補助対象系統の目標】

第2次地域公共交通網形成計画で掲げた目標のうち、Nーバスに関わる下記①・②の目標について、Nーバス路線全体の目標値を路線単位で按分する。

- ① 市内公共交通の利用者数の増加
- ② 効率的な公共交通の確保

形成計画の2023年度（令和5年度）の目標値に対し、補助対象期間（2019年（令和元年）10月1日～2020年（令和2年）9月30日）の目標値は直線補完で設定し、Nーバスの補助対象系統の目標を下表のとおり設定する。

補助対象路線	① 市内公共交通の利用者数の増加		② 効率的な公共交通の確保	
	2017年度実績 (2017.04 ～2018.03)	目標 (2019.10 ～2020.09)	2017年度実績 (2017.04 ～2018.03)	目標 (2019.10 ～2020.09)
中央循環線右まわり	48,569 人/年	49,279 人/年	12.2 人/便	12.4 人/便
中央循環線左まわり	46,470 人/年	47,149 人/年	11.7 人/便	13.1 人/便
三ヶ峯線	32,746 人/年	33,224 人/年	11.3 人/便	13.1 人/便

2) 事業の効果

定量的な目標を達成することにより、次の効果が期待される。

- ・公共交通の満足度の向上による公共交通の利用者数の増加
- ・みんなが利用しやすい公共交通システムの確立
- ・公共交通をみんなで育むという意識の向上
- ・市民参加意識の向上による公共交通の利用促進への寄与
- ・自動車利用の適正化

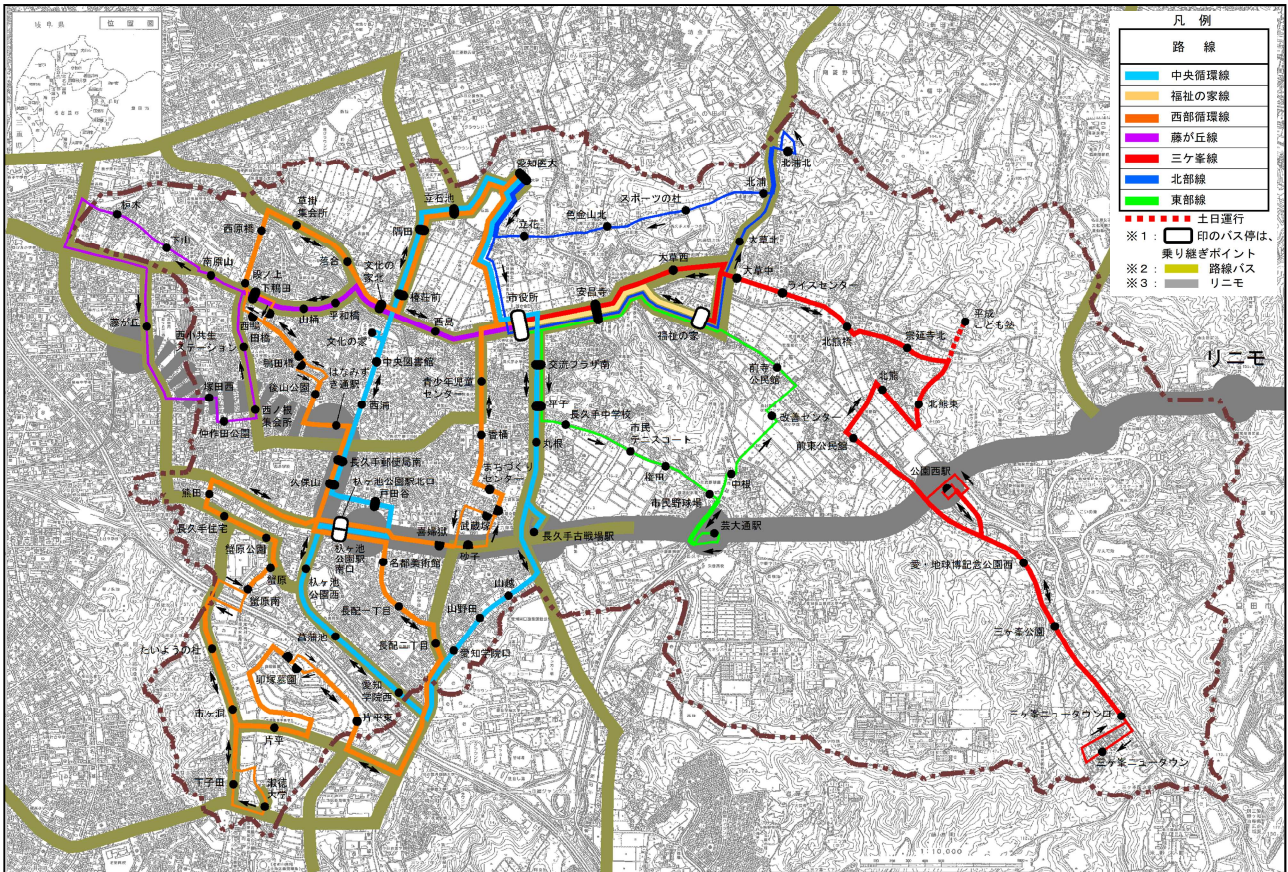
2-3. 目標を達成するために行う事業及びその実施主体

種別	主要施策と計画事業	対応する基本方針	実施主体	実施時期の目安（年度）				
				2019	2020	2021	2022	2023
1. 公共交通の確保・維持・改善	(1) 公共交通網の確保・維持	基本方針 1	交通事業者 長久手市					
	(2) 利用状況やニーズに応じたバス路線への見直し ①Nーバスの見直し（路線・案内表示等） ②市外に接続する公共交通機関との連携	基本方針 1 基本方針 2 基本方針 4	交通事業者 長久手市					
	(3) 移動困難者への支援の拡充	基本方針 3	交通事業者 長久手市					
	(4) Nーバス及び新しい移動サービスの見直しの仕組みづくり	基本方針 2	長久手市 交通事業者					
2. 利用促進方策	(5) 企業と連携した公共交通利用促進の展開	基本方針 4	交通事業者 商業事業者等 長久手市					
	(6) 市民参加型の利用促進の展開・継続	基本方針 4	市民 長久手市 交通事業者					
	(7) 公共交通マップの更新	基本方針 4	長久手市 交通事業者					
	(8) 周知・広報活動の強化	基本方針 4	長久手市 交通事業者					
	(9) 各関係機関と連携した利用促進の展開	基本方針 4	長久手市 関係機関					
3. 調査	(10) 定期的な利用データ取得のための公共交通利用実態調査	基本方針 1	長久手市 交通事業者					

※： 検討 実施・継続

2-4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運行予定者

1) 運行路線



2) 運行システムの概要

路線	1日運行本数	運行日	使用車両	運行事業者
中央循環線（右回り）	11	毎日	小型バス5台で 各路線を運行	名鉄バス(株)
中央循環線（左回り）	10	毎日		
福祉の家線	10	毎日		
西部循環線（右回り）	6	毎日		
西部循環線（左回り）	6	毎日		
藤が丘線	7	毎日		
三ヶ峯線	7	毎日		
北部線	5	毎日	ワンボックス車両 1台で各路線を運行	
東部線	5	毎日		
合計	67	—	—	—

※1：12/29～1/3の年末年始は運休

※2：北部線と東部線は毎月第1月曜日を運休

3) 料金

1 乗車 100 円とし、下記の方の料金は無料とする。

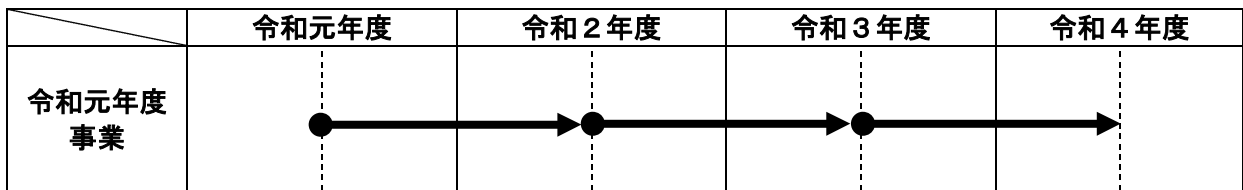
ただし、「市役所」「福祉の家」「杵ヶ池公園駅北口・南口」の3箇所の乗り継ぎポイントでは、運転手が発行する『乗継券』により他の路線の利用を可能とする。

<運賃無料の対象>

- 1) 中学生以下の小人
- 2) 長久手市が発行した赤色の「あったかあど」を携帯している人
- 3) 就学前の児童1人につき同伴の保護者1人
- 4) 妊婦
- 5) 身体障害者手帳の所持者と付添者1人
- 6) 療育手帳の所持者と付添者1人
- 7) 被爆者健康手帳の所持者と付添者1人
- 8) 精神障害者保健福祉手帳の所持者と付添者1人

4) 計画期間

生活交通確保維持改善計画の計画期間は3か年であり、令和元年度から令和4年度までとなる。その中で第2次長久手市地域公共交通網形成計画に掲げる主要施策と計画事業を実施・検討する。



5) 地域公共交通確保維持改善事業の活用路線

補助事業の基準への適合性を考慮して、陸上交通の「地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金」を活用することとし、以下の3路線を対象とする。

該当する要件	補助対象路線	補助対象事業者
補助対象地域間幹線バス系統のフィーダー系統	中央循環線（右回り）	名鉄バス(株)
	中央循環線（左回り）	
交通不便地域における地域間交通ネットワークのフィーダー系統	三ヶ峯線	

2-5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者

- 長久手市

2-6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称

- 名鉄バス株式会社

2-7. 外客来訪促進計画との整合性

- 外客来訪促進計画を策定していないため、「該当なし」

2-8. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

- 人口集中地区以外の人口

14,217人

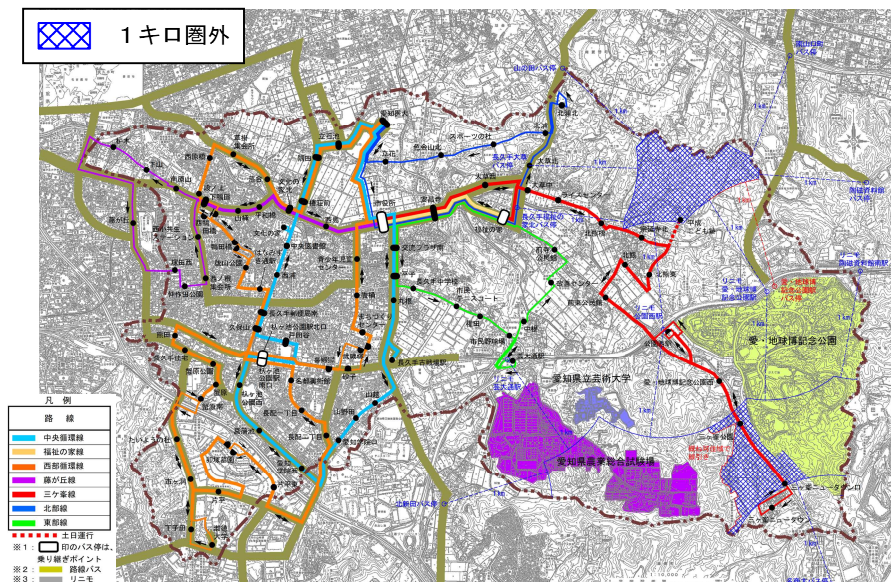
人口集中地区以外の範囲



- 交通不便地域人口

89人

既存駅・バス停（リニモ・名鉄バス）から1キロ圏外の範囲



2-9. 協議会の開催状況

開催年度	会議回数	会議開催日
平成20年度	第1回会議	平成20年11月25日(火)
	第2回会議	平成20年12月22日(月)
	第3回会議	平成21年1月19日(月)
	第4回会議	平成21年2月6日(金)
平成21年度	第5回会議	平成21年4月7日(火)
	第6回会議	平成21年4月28日(火)
	第7回会議	平成21年5月28日(木)
	第8回会議	平成21年7月7日(火)
	第9回会議	平成22年1月27日(水)
平成22年度	第10回会議	平成22年6月18日(金)
	第11回会議	平成22年9月13日(月)
	第12回会議	平成22年11月1日(月)
	第13回会議	平成22年12月13日(月)
	第14回会議	平成23年1月28日(金)
	第15回会議	平成23年3月25日(金)
平成23年度	第16回会議	平成23年6月27日(月)
	第17回会議	平成23年9月16日(金)
	第18回会議	平成23年12月21日(水)
	第19回会議	平成24年1月30日(月)
平成24年度	第20回会議	平成24年6月21日(木)
	第21回会議	平成24年10月19日(金)
	第22回会議	平成25年3月26日(火)
平成25年度	第23回会議	平成25年5月30日(木)
	第24回会議	平成25年8月29日(木)
	第25回会議	平成25年11月27日(水)
	第26回会議	平成26年2月20日(木)
	第27回会議	平成26年3月27日(木)
平成26年度	第28回会議	平成26年5月26日(月)
	第29回会議	平成26年9月2日(火)
	第30回会議	平成26年12月17日(水)
	第31回会議	平成27年3月25日(水)
平成27年度	第32回会議	平成27年5月25日(月)
	第33回会議	平成27年8月3日(月)
	第34回会議	平成27年9月25日(金)
	第35回会議	平成27年12月22日(火)
	第36回会議	平成28年3月15日(火)
平成28年度	第37回会議	平成28年5月30日(月)
	第38回会議	平成28年10月26日(水)
	第39回会議	平成29年1月25日(水)
平成29年度	第40回会議	平成29年5月31日(水)
	第41回会議	平成29年8月3日(木)
	第42回会議	平成30年1月30日(火)
平成30年度	第43回会議	平成30年6月1日(金)
	第44回会議	平成30年8月3日(金)
	第45回会議	平成30年10月15日(月)
	第46回会議	平成30年12月7日(月)
	第47回会議	平成31年3月13日(水)
令和元年度	第48回会議	令和元年6月5日(水)

2-10. 利用者等の意見の反映状況

これまでに、利用者アンケートを3回、住民アンケートを6回、パブリックコメントを6回、住民説明会や利用促進イベント等を5回行った。

2-11. 協議会メンバーの構成員

長久手市地域公共交通会議の委員として、主宰市2名、都道府県1名、交通事業者及び事業者団体4名、地域住民2名、地方運輸局1名、運転者が組織する団体1名、道路管理者1名、都道府県警察1名、学識経験者2名の、計15名で構成している。